

## 輸入麦買受資格承認申請書

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者  
電話番号

輸入麦の買受けを行うことについて、輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領第3章 I 第2の2の(1)の規定に基づき、買受資格者としての承認を受けたいので申請します。

なお、当組合(連合会)に所属する構成員の需要に基づいて買い受けた輸入麦は、当該構成員に対し供給します。

また、申請者(代表者、代理人及び役員を含む。)は、麦の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わった日又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないことを誓約します。

|              |      |                  |    |
|--------------|------|------------------|----|
| 買受目的<br>(用途) |      |                  |    |
| 工場所在地        |      |                  |    |
| 原料麦の処理能力     | トン/月 | 輸入麦の年間<br>買受見込数量 | トン |
| 備考           |      |                  |    |

(注)1 買受目的(用途)の欄は、製粉用、味噌用、醤油用等具体的用途を記入すること。

2 申請の際には、法人にあつては、登記簿及び定款の写しを添付するものとする。

3 申請者が団体の場合は、所属構成員別の明細書を添付すること。

また、原料麦の処理能力、輸入麦の年間買受見込数量欄には、所属構成員の能力及び買受見込数量の合計を記入すること。

4 必要に応じて製造する製品に関する資料を添付すること。

5 なお書きは、申請者が団体の場合のみ記入すること。